

## 感化児童の教育と1927年文部省入学者選抜方法の改正

内申書が感化教育に与えた影響

齋藤 薫

お茶の水女子大学大学院

教護院は「不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設」（児童福祉法第44条）である。入所児童の親権行使者たる教護院長に就学義務が課せられていない（同法第48条）ことから、入所児童は小・中学校に通学せず、教護院内の「学級」で教科教育を受ける。これに対し「「準ずる教育」として、義務教育の体制からはずされていることにより、収容少年に、生存権的基本権である教育権が奪われているという問題」（日本弁護士連合会「少年法「改正」に関する意見」、昭和59年）が指摘されている。この議論は、児童が教護院入所に伴って法律上就学免除・猶予の扱いとなり（学校教育法第23条）、公教育にかわって施設内で「公教育に準ずる教育」を受けることを児童の教育権保障の点から疑問視するものであり、きわめて今日的な問題意識に基づいているといえる。

しかしこの問題の発端は、すでに教護院の前身である感化院の時代にみられた。すなわち、感化法案審議（1900年）の場で、学齢児童を主たる対象とする感化行政は内務・文部のいずれに属するかという質問をうけた内務省が、感化院に入るような児童は「学校ニ行クヤウナ種類ノ奴デハナイ」として文部省所管案を退け、また、感化院児の就学義務に関する長野県の照会（1910年）に対して、文部省が、院児は就学義務を免れた者ではないが「小学校令第三十二条第三項ノ義務ヲ履行スルヲ

得サル状態ニアルモノ」、つまり就学義務猶予者とみなされると回答して以来、内務省の感化教育行政と文部省の学校教育行政との間で懸案とされつづけてきた事項なのである。

1933年、少年教護法（改正感化法）第24条第1項「少年教護院長ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對シテハ其ノ退院後ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ履修シタル者ト認定スルコトヲ得但シ少年教護院ノ教科ハ小学校令ニ遵拠シ文部大臣ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス」が、教科教育について文部省の監督を仰ぐことと引替えに、少年教護院長の入所児童に対する義務教育修了認定権を規定したことは、この問題についての当時点でのひとつの解決策とされている。

この第24条を生む土壤となる論議は、もちろん從来から感化教育関係者の間で重ねられていた。例えば、全国あるいは各地方ごとの感化院長会議等で「将来小学校へ進学せしむる者」「将来中等教育を受けしむべき者」のための特別教育の必要が繰返し話し合われ、就職させるにも尋常科を卒えていない者は読み書き計算・立体の観念に欠くので不利である等の意見交換が盛んに行なわれた。1927年6月の社会事業調査会特別委員会「感化法改正案」のうちに「地方長官は感化院長の具申により感化院において教育を受けたる者の学力を考查し小学校の教科を修めたるものと認定することを得」（第27条）の文言がおかれたことは、これらのが

## ⑫教育史Ⅲ

とつの成果であろう。また「第三回北信五県感化教育事業協議会」（1928年）が「道府県立感化院ニ於テ収容中ノ尋常小学校未修了学齢児童ニ対シテハ之ヲ家庭其他ニ於テ修学スルモノト見做シ就学者トシテ取扱ハレムコトヲ望ム」と、公立感化院における教科教育を小学校令のうちに組込むことを文部大臣に建議し、さらに翌「第四回」同協議会（1929年）では「小学校令第三十六条に「公立感化院」を挿入する事を其筋に建議する事」と、公立感化院を市町村立尋常小学校とならべることが議題にあがっている。

しかし、表舞台でこのように感化教育における教科教育と公教育との磨り合わせがはかられる一方で、少年教護法以前にも、現実には、感化教育実務の妙技によって義務教育修了認定を受け得た院児が少なからずいたのである。つまり、感化院内の教育の結果、尋常小学校修了に劣らぬ実力を付けた者は、関係者の「脱法」行為も厭わぬ尽力によって、義務教育修了認定をもって就職も進学もできた。この限りで感化院は、公教育の枠外で独自の教育方法を採りながら、児童の福利の必要に応じて公教育制度を利用していたといえる。1925年の感化院長会の席では内務省の臨席官自らが「中等学校に入るにも正式に云へば感化教育は法定の義務教育ではないから入学できぬことにもなるも校長の了解あって入学を許可するなら尚更結構だ。」と、こうした実情を積極的に肯定する発言をしている。

このようにみると先の「第三回、第四回」協議会で、感化院を小学校令の下におくことに、ことさら熱心になつていることが不可解である。

興味深いことに、実は、1927年11月の中学校令施行規則中改正と「中等学校試験制度改革ニ関スル件」通牒、すなわち入学筆記試験を廃止し、かわつて内申書を導入したいわゆる入試改革が、先の感化教育実務の「脱法」手続を不可能にさせ、感化教育と公教育との間の問題を露呈させ、ある面で法改正という公的場面での決着を急がせたのである。周知のように、この一連の改革は激化する中学校入試の緩和を意図するものであったが、同時に、出身小学校の校長による詳細な内申書を持ち得ない感化院卒業生から中学校進学の機会を奪うものでもあった。これによつて、感化教育は従来保つてきた公教育とのバランスを失い、いきおい感化教育独自の教育基盤と児童の福利にかなう教育を授けているという関係者の自信に搖らぎを生じさせた。

したがつて、今日の教護児童の教育権保障の問題を論ずるならば、少なくとも1927年周辺にまで歴史をたどり、感化教育・教護教育と公教育との関係を、制度と内容の両面から検討する必要があるだろう。そこで本研究では、それ以前の感化教育と1927年の入試改革とに焦点をあて、文部施策がはからずも感化児童の教育に与えた影響を整理し、今日の学習権問題につなげて問題の所在を明らかにすることを試みる。